

令和 3 年 6 月 28 日
監査委員事務局

監査委員による監査制度について

1 監査等の種類と概要等

項 目	概 要 等
1 定期監査	<p>本庁(各種委員会を含む。)及び地域機関について、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行を年 1 回年間計画に基づき監査する(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項)。</p> <p>令和 3 年度定期監査対象数 本庁:185 箇所、地域機関:180 箇所、合計:365 箇所</p>
2 財政的援助団体等監査	<p>出資団体、公の施設の管理を行わせている団体(指定管理者)及び補助金等の財政的援助を行っている団体等について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査する(地方自治法第 199 条第 7 項)。監査対象については、概ね 25 団体を選定して実施する。</p>
3 住民監査請求に基づく監査	<p>県の財務会計行為に違法又は不当なところがあるとして、県民から監査の請求があった場合、60 日以内に監査を行い、その結果を公表する(地方自治法第 242 条)。</p>
4 決算審査	<p>知事から審査に付された決算書等に基づき、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算等の審査を行う(地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項)。</p> <p>審査した結果については、知事に意見書を提出する。</p>
5 例月出納検査	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納について、毎月例日を定めて検査を実施する(地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)。</p>
6 健全化判断比率及び資金不足比率の審査	<p>知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条)。</p> <p>また、公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条)。</p> <p>審査した結果については、知事に意見書を提出する。</p>
7 監査結果及び講じた措置の公表	<p>各種監査結果については、議会及び知事等に提出するとともに、県民に公表する。また、指摘した意見に対して知事等が措置した事項についても県民に公表する(地方自治法第 199 条第 9 項及び第 14 項)。</p>
8 内部統制評価報告書の審査	<p>知事から審査に付された内部統制評価報告書の審査を行う(地方自治法第 150 条第 5 項)。</p> <p>審査した結果については、知事に意見書を提出する。</p>

2 令和3年度監査等の執行計画

監査委員は、三重県監査委員監査基準により策定する「令和3年度監査等執行計画」に基づき、監査等を執行することになっています。

なお、「令和3年度監査等執行計画の概要」(年間監査等執行計画)は、別添の参考資料のとおりです。

3 議選監査委員の一人当たり活動日数(令和2年度実績)

(単位:日)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① 委員監査				7	0.5	2.5				3.5			13.5
② 委員会議等	1	2	3	1	2.5	3.5	1		1	0.5	3	0.5	19
③ その他							2					1.5	3.5
月別計	1	2	3	8	3	6	3		1	4	3	2	36

(月平均3日)

※1)「① 委員監査」について、令和2年度は、緊急事態宣言の発令により、4月～5月に予定されていた地域機関の委員監査が7月以降に延期されています。

※2)「② 委員会議等」には、例月出納検査、総括本監査、委員レク等を含んでいます。

※3)「その他」は、全都道府県監査委員協議会連合会用務、関係者との意見交換等です。

令和3年度監査等執行計画の概要

I. 基本方針

令和3年度は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の2年目の年になり、「幸福実感日本一の三重」の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした社会変容を踏まえつつ、施策をより一層加速させ、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めることが求められています。また、依然として、硬直化した財政状況を踏まえ、持続可能な行財政運営の確保に向け、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行政運営が確立できるよう、実効性のある取組の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、適切な行財政運営や県民の信頼の回復に向けて、引き続き、財務等に関する事務や事業について、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点で監査等を行います。服務規律違反や不適切な事務処理で県民の信頼を著しく損なう重大な事案については、コンプライアンスの徹底を促すという観点で監査等を行います。

また、令和2年4月から内部統制制度が導入されたことを受け、内部統制に依拠した監査や内部統制評価報告書の審査を実施するとともに、各種の監査等の有機的な連携及び調整を行うことにより、監査等の効率化を図ります。

監査等の結果については、議会及び知事に報告するとともに、県民にわかりやすく情報提供し、透明性と公正性をより高めます。また、定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき改善を求めた事項について、その改善状況を確認したうえで講じた措置として公表し、監査の実効性を確保します。

なお、監査等の執行にあたっては、その実施方法や提出資料を適宜見直すなど監査対象箇所の事務の効率化にも配慮しつつ、監査委員事務局職員の専門性の向上や監査等の結果の質的向上を図ります。

II. 実施計画

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査対象のリスクを識別し、評価した上で、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施します。

また、令和2年度定期監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握するとともに、令和元年度及び2年度包括外部監査結果の対応状況についても併せて確認します。

(2) 対象年度

対象年度は、原則として令和2年度を主体とします。

(3) 対象箇所

ア 本庁

- ① 三重県会計規則第2条第1号に定める部局等における課及び同条第2号が適用される委員会事務局等

- ② 三重県企業庁組織規程第 2 条第 1 項に定める課
- ③ 三重県病院事業庁組織規程第 3 条第 1 項第 1 号に定める課

イ 地域機関

- ① 三重県会計規則第 2 条第 2 号に定める所
- ② 三重県企業庁組織規程第 9 条第 2 項別表に定める事業所
- ③ 三重県病院事業庁組織規程第 3 条第 1 項第 2 号に定める県立病院

(4) 実施時期

令和 3 年 1 月～10 月とします。

2. 財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

(1) 執行方針

外郭団体等の経営の健全化や自主自立化が求められている中、県が補助金等を交付している財政的援助団体等における事業や会計処理が適切に行われ、その効果が上がっているかなどを主眼として監査を実施します。

(2) 対象年度

原則として令和 2 年度を主体とし、必要に応じ元年度以前に実施した事業等も対象とします。

(3) 対象団体

補助金及び貸付金等の財政的援助を与えている団体並びに出資団体、公の施設の管理を行わせている団体等から、別に定める「令和 3 年度財政的援助団体等監査実施要領」の「財政的援助団体等に係る監査対象団体選定基準」に基づき、県の関与度が高い団体等を重点的に選定します。

(4) 実施時期

原則として令和 3 年 11 月～4 年 2 月までとします。

3. 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

(1) 審査対象

ア 知事から審査に付される令和 2 年度三重県歳入歳出決算

- ① 一般会計及び特別会計

イ 知事から審査に付される令和 2 年度三重県公営企業会計決算

- ① 水道事業会計
- ② 工業用水道事業会計
- ③ 電気事業会計
- ④ 病院事業会計
- ⑤ 流域下水道事業会計

(2) 実施時期

ア 歳入歳出決算 令和 3 年 6 月～10 月

イ 公営企業会計決算 令和 3 年 6 月～9 月

4. 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

(1) 対象会計

- ① 一般会計及び特別会計

- ② 水道事業会計
- ③ 工業用水道事業会計
- ④ 電気事業会計
- ⑤ 病院事業会計
- ⑥ 流域下水道事業会計

(2) 検査内容

毎月の現金等の出納について検査します。

なお、一般会計及び特別会計については検査実施月の2か月前、公営企業会計については1か月前の状況を検査します。

(3) 実施時期

原則として毎月下旬とします。

5. 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方財政健全化法第3条（健全化判断比率の公表等）、同法第22条（資金不足比率の公表等））

(1) 審査対象

知事から審査に付される令和2年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率

(2) 実施時期

令和3年6月～10月

6. 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

(1) 審査対象

知事から審査に付される内部統制評価報告書

(2) 実施時期

令和3年6月～10月

(参考)

年間監査等執行計画表

月	総括	定期監査	財政的援助団体等監査	決算審査・4指標等(普通)	決算審査・資金不足比率(企業)	例月出納検査(普通・企業)	内部統制評価報告書審査
2年/12月	3年度監査等執行計画の確定	定期監査実施要領の確定	予備監査(出資、公、補助金等)			(下旬)○	
3年/1月		予備監査〔総務事務課(人件費)〕	本監査			(下旬)○	
2月		予備監査〔警察署〕 〔県立学校〕 〔単独地域機関の一部〕	監査結果決定			(下旬)○	
3月			知事・議長へ			(下旬)○	
4月		本監査〔警察署〕 〔県立学校〕 〔単独地域機関の一部〕				(下旬)○	
5月		予備監査〔地域機関〕 〔企業庁(事務所)〕 〔県立病院〕 2年度定期監査結果「講じた措置」の公表 〔流域下水(事務所)〕				(下旬)◎	
6月		予備監査〔企業庁〕 〔病院事業庁〕 〔県土(流域下水)〕		4指標等審査(一般等審査)	企業庁・流域下水道2課聴取	(下旬)○	関係課聴取
7月		予備監査〔本庁〕 本監査〔地域機関〕 〔企業庁(事務所)〕 〔県立病院〕 〔流域下水(事務所)〕		決算審査本庁聴取	資金不足比率審査	(下旬)◎○	
8月		総括本監査〔企業庁〕 〔病院事業庁〕 〔県土(流域下水)〕 総括本監査〔知事部局等〕				(下旬)◎○	
9月			2年度財援監査結果「講じた措置」の公表	審査意見書決定 知事提出	審査意見書決定 知事提出	(下旬)○	審査意見書決定 知事提出
10月		監査結果決定 知事・議長へ報告 公表	財援監査実施要領の確定 団体選定(出資、公、補助金等)			(下旬)○	
11月			予備監査(出資、公、補助金等)			(下旬)○	
12月	4年度監査等執行計画の確定	定期監査実施要領の確定				(下旬)○	
4年/1月		予備監査〔総務事務課(人件費)〕	本監査			(下旬)○	
2月		予備監査〔警察署〕 〔県立学校〕 〔単独地域機関の一部〕	監査結果決定			(下旬)○	
3月			知事・議長へ			(下旬)○	

例月出納検査：◎は委員実地検査、○は書面検査。